

## 委託特記仕様書

本仕様書は、松伏町（以下、「発注者」という。）が受注者に委託した行う償却資産実地調査計画策定及び実地調査等支援業務（以下、「本業務」という。）の内容、方法について定めるものである。

### 第1章 総則

#### （業務目的）

第1条 本業務は、松伏町償却資産実地調査計画を策定し、実地調査等に係る作業方法を定め、それに基づく適正な課税を実現するとともに、担当職員に対する技術的支援として、助言・助成・支援を受けることで、担当職員の専門性を高め、償却資産の課税事務に対する説明責任を果たし、適正かつ均衡を確保した課税の実現を目的とするものである。

#### （法令等の関係等）

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）
- (2) 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示158号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) 松伏町情報公開条例（平成16年条例第25号条例第25号）
- (5) 松伏町税条例（昭和30年条例第11号）
- (6) その他の関係法令及び通知、並びに発注者の条例及び規則

2 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、受注者は発注者と協議のうえ、発注者の指示に従わなければならない。

#### （個人情報の保護）

第3条 受注者は、本業務を履行するための個人情報及び行政情報の取扱いについて、別紙個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守すること。本契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

#### （情報セキュリティ管理）

第4条 受注者は、本業務において取り扱う情報の安全性を確保するため、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム：ISO27001）およびPマーク（JISQ15001）の認証を取得しているものとする。

#### （業務実施体制）

第5条 本業務を円滑に行うには、相当な経験と知識並びに専門的かつ実践的な業務処理能力が要求されるため、発注者の意図及び目的を理解した上で、適切な人員を配置し、担当職員と常に連絡をとり、その指示に従うものとする。

- 2 技術者は、償却資産の課税業務並びに企業会計等に精通した実務経験豊かな者とする。
- 3 技術者は、自治体における償却資産の申告調査業務の経験を有する者であること。
- 4 技術者は、受注者と直接雇用関係にあるものであること。

#### （提出書類）

第6条 受注者は、本業務を実施するにあたり契約後速やかに次の書類を提出しなければならない

らない。

- (1) 業務着手届、業務工程表
- (2) 主任技術者及び現場代理人等選任届（経歴書含む）
- (3) その他発注者の指示する書類

2 受注者は、提出した書類の修正をする場合は、発注者と協議の上、承認を受けるものとする。

3 発注者は、受注者に進捗状況等の報告を求めることができるものとする。  
（成果品の帰属）

第7条 本業務における成果品及び業務上作成した資料等について、所有権は発注者に帰属するものとするが、著作権は受注者が有するものとし、発注者は受注者の許可なく他者へ複製・配布すること及び閲覧させることはできないものとする。

（損害賠償）

第8条 受注者は、その責に帰する事由により、本業務実施中に生じた諸事故及び第三者に与えた損害の責任を負うものとし、このために生じた経費は受注者の負担とする。また、速やかに発注者に対し発生原因・経過・内容等を報告し、発注者の指示に従うものとする。

（検査・瑕疵）

第9条 受注者は、業務完了後発注者の検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定め適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。また、本業務の成果品の納入後においても不良箇所、又は不適當な部分が発見された場合は、受注者の責任において速やかに訂正、補充し、これに要する経費は受注者の負担とする。

（再委託）

第10条 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（業務の完了期限・納入場所）

第11条 本業務の各年度における完了期限および納入場所は下記のとおりとする。

- (1) 完了期限 令和7年度 令和8年3月20日
- (2) 納入場所 松伏町役場税務課

第2章 実地調査計画策定及び実地調査等支援業務の内容

（実地調査計画策定）

第11条 受注者は、発注者と協議の上、令和7年度償却資産実地調査計画を策定する。計画は実地調査等が年度内に終了するようスケジュールをすること。

2 実地調査計画には下記の内容を含めること

- (1) 事業者選定に係る方針
- (2) 調査対象選定基準
- (3) 企業が保有する資料（決算書、法人税申告書、固定資産台帳等）を取得するための方法
- (4) 固定資産税の「家屋」評価以外の「償却資産」申告対象資産（特定の事業に供する電気設備給排水設備等）に関して資料分析の方法
- (5) 現地での調査を必要とする場合の実施方法

（実地調査等支援）

第12条 発注者が実地調査を実施するにあたり、受注者は調査前に発注者に対して、大企業向けの固定資産台帳の分析方法等に関する研修を年1回以上開催するものとする。

2 研修では、企業が保有する資料（決算書、法人税申告書、固定資産台帳等）を基に、企業会計における「建物」「建物付属設備」「機械」等を明確にし、固定資産税の「家屋」評価以外の「償却資産」申告対象資産（特定の事業に供する電気設備給排水設備等）に関して資料分析の手法などを解説する内容とする。

（調査の範囲及び実地調査対象企業の選定）

第13条 調査対象企業の選定にあたっては、策定した実地調査計画に基づき、発注者と協議の上決定する。

2 調査対象企業および対象企業数について、松伏町の産業構造や職員のスキル等を考慮し、発注者と協議の上、決定する。なお、事業者からの資料提供が無い場合等が考えられるため、都度調整を行う。

（実地調査等支援）

第14条 発注者は、前条で調査対象とした企業に対し、当該企業が所有する資料（決算書、法人税申告書、固定資産台帳等）を取得し、発注者が実施する償却資産申告状況（申告漏れ等）の調査について、受注者は当該調査の支援を行うものとする。

2 受注者は、発注者が調査対象企業に提出する質問票等の案を作成する。

3 受注者は、発注者が行う実地調査の事前準備として、調査対象企業が回答した質問票とともに、企業の決算書分析、法人税申告書の読み取り方について助言を行う。

4 発注者が行った実地調査（現況確認）の結果、発注者職員の事務における判断に係る支援及び疑義等の解消を図ることを目的とした支援を行う。

5 本支援調査については、対面での打ち合わせを年間5回以上実施し、協議を行いながら業務を進めるものとする。

（その他の業務）

第15条 発注者は、受注者に対し、契約期間を通して償却資産評価事務に対する事務支援を求めることができる。

2 受注者は、業務期間中、発注者からの償却資産評価等に対する質問について、償却資産の評価及び課税事務が円滑に行われることを目的に、対応方法や考え方の助言、先進事例収集報告等、総合的な事務支援を行うものとする。

### 第3章 成果品

（令和7年度成果品）

第16条 受注者は、成果品として次の図書、データ等を発注者に納品するものとする。なお、媒体、編さん等については、発注者と協議の上、適宜、調整を行うものとする。

（1）実地調査計画書 一式

（2）議事録・事務支援内容報告書 一式